



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年9月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ箕輪町店
上伊那郡箕輪町大字中箕輪字北島8040番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年5月14日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,349平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 93台
 - (2) 駐輪場の収容台数 30台
 - (3) 荷さばき施設の面積 24平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 6立方メートル
 （注）各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前9時	翌午前0時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口 4か所 出口 4か所 合計 8か所
（注）位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前9時から午後9時まで

- 8 届出年月日
令和3年9月13日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は上伊那地域振興局商工観光課
- 10 縦覧の期間
令和3年9月30日から令和4年1月31日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は上伊那地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

県営千曲川沿岸更北地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和3年9月30日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営千曲川沿岸更北地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和3年10月1日から令和3年10月28日まで

3 縦覧の場所

長野市役所（森林農地整備課）

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により令和3年10月2日に開催を予定していた長野都市計画一団地の官公庁施設の変更案に係る公聴会については、中止します。

令和3年9月30日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和3年9月30日

長野県知事 阿部 守一

1 許可番号

令和3年9月1日 長野県指令元都第302-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市湯原字中島1-1、5-2、字和田856-1の内、中小田切字上見次21-1、21-2、27-2、28-2、字下見次34-3、39-2、下小田切字見次311-1、320-2の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市中込3056

佐久市長 柳田 清二

都市・まちづくり課